議案第50号 説明資料

札内東町民プールの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(第1条関係) 新旧対照表

現 行 条 例

○幕別町体育施設条例

(昭和58年3月18日 条例第20号)

(設置)

第1条 住民の保健及び体位の向上並びにレクリエーション普及のため体育施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
プール	幕別町民プール	中川郡幕別町新町139番地3
	札内東町民プール	〃 札内青葉町184番地
	糠内町民プール	" 字糠内270番地2
	札内南町民プール	" 札内文京町25番地5
	札内北町民プール	" 札内北町117番地10
	忠類町民プール	" 忠類栄町297番地 7
陸上競技場	幕別運動公園陸上競技場	〃 寿町152番地他
		" 国有占用地
野球場	幕別運動公園野球場	# 寿町160番地1他
		" 国有占用地
	忠類野球場	" 忠類栄町297番地 9

第3条~第11条 略

○幕別町体育施設条例

(昭和58年3月18日 条例第20号)

(設置)

第1条 住民の保健及び体位の向上並びにレクリエーション普及のため体育施設を設置する。

改 正 条 例

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
プール	幕別町民プール	中川郡幕別町新町139番地3
	糠内町民プール	" 字糠内270番地 2
	札内南町民プール	" 札内文京町25番地 5
	札内北町民プール	" 札内北町117番地10
	忠類町民プール	" 忠類栄町297番地7
陸上競技場	幕別運動公園陸上競技場	" 寿町152番地他
		" 国有占用地
野球場	幕別運動公園野球場	# 寿町160番地1他
		" 国有占用地
	忠類野球場	" 忠類栄町297番地9

第3条~第11条 略

札内東町民プールの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(第2条関係) 新旧対照表

現 行 条 例 改 Æ 条 例 ○幕別町都市公園等条例 ○幕別町都市公園等条例 (昭和52年3月25日 条例第20号) (昭和52年3月25日 条例第20号) 第1条~第1条の6 第1条~第1条の6 略 (公園の名称等) (公園の名称等) 第2条 公園の名称及び位置は別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。 第2条 公園の名称及び位置は別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。 2 明野ケ丘公園の公園施設である明野ケ丘スキー場については、幕別町スキ 2 明野ケ丘公園の公園施設である明野ケ丘スキー場については、幕別町スキ ー場条例(平成17年条例第101号)に、幕別運動公園及び白人公園の公園施 一場条例(平成17年条例第101号)に、幕別運動公園の公園施設である幕別 設である幕別運動公園陸上競技場、幕別運動公園野球場及び札内東町民プー 運動公園陸上競技場及び幕別運動公園野球場については、幕別町体育施設条 ルについては、幕別町体育施設条例(昭和58年条例第20号)に、依田公園の 例(昭和58年条例第20号)に、依田公園の幕別町ふるさと館については、幕 幕別町ふるさと館については、幕別町ふるさと館条例(平成17年条例第142 別町ふるさと館条例(平成17年条例第142号)に、白人公園の公園施設であ る札内老人健康増進センターについては、幕別町老人健康増進センター条例 号) に、白人公園の公園施設である札内老人健康増進センターについては、 幕別町老人健康増進センター条例(昭和61年条例第29号)に、スマイルパー (昭和61年条例第29号)に、スマイルパークの公園施設である幕別町札内ス クの公園施設である幕別町札内スポーツセンターについては、幕別町体育館 ポーツセンターについては、幕別町体育館条例(平成14年条例第21号)に、 条例(平成14年条例第21号)に、幕別町百年記念ホールについては、幕別町 幕別町百年記念ホールについては、幕別町百年記念ホール条例(平成8年条 百年記念ホール条例(平成8年条例第10号)に、ナウマン公園の公園施設で 例第10号)に、ナウマン公園の公園施設である幕別町忠類ナウマン象記念館 ある幕別町忠類ナウマン象記念館については、幕別町忠類ナウマン象記念館 については、幕別町忠類ナウマン象記念館条例(平成17年条例第23号)に、 条例(平成17年条例第23号)に、それぞれその設置及び管理について定める それぞれその設置及び管理について定めるものとする。 ものとする。 第3条~第20条 第3条~第20条 略